

○鳥取市入札傍聴規則

平成14年3月28日

鳥取市規則第22号

最終改正 令和5年2月15日

鳥取市規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、本市の実施する入札の透明性を高めるため、入札の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴できる入札)

第2条 この規則の定めるところにより傍聴できる入札は、建設工事の一般競争入札又は公募型指名競争入札とする。ただし、鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）第10条第1項第4号に規定する電子入札で行う場合を除く。

2 前項の入札の周知の方法は、当該入札の公告又はインターネット等によって行うものとする。

(傍聴者の申込み等)

第3条 入札を傍聴しようとする者は、あらかじめ市長に申込みをしなければならない。

2 前項の申込みは、当該入札執行30分前から受け付ける。

(傍聴定員等)

第4条 傍聴者の定員は、会場の状況によりその都度定めるものとする。

2 傍聴しようとする者は、入札開始時（入札を行う旨入札執行者が宣言した時刻）までに入室を終えなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 入札執行者が入札を妨害するおそれがあると判断した者は、入札を傍聴することができない。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、入札会場内において、入札の秩序を乱し、又は入札の執行の妨害となるような行為をしてはならない。

第7条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 入札執行者は、傍聴者がこの規則に違反すると認められるときは、係員に命じてこれを退場させるものとする。

2 退場させられた者は、当該入札における傍聴はできないものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
(鳥取市建設工事執行規則の一部改正)
- 2 鳥取市建設工事執行規則(昭和61年鳥取市規則第11号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和5年2月15日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

入札傍聴人心得

(傍聴できない者)

第1 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危険物、張り紙、ビラ、プラカード、旗、啓発幕、はち巻き等を着用又は持っている者。
- (2) 楽器、拡声器、ラジオ、ファックス、無線機、写真機、撮影機、パソコン等を携帯している者。ただし、通信、録音、撮影又は入力等を行うことにつき、あらかじめ市長の許可を得た者を除く。
- (3) 酒気帯び等により精神が不安定な状態であると入札執行者が判断した者。
- (4) その他入札を妨害するおそれがあると入札執行者が判断した者

(傍聴者の遵守事項)

第2 傍聴者は、入札会場にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入札参加者及び入札会場の外にいる者と接触（会話又は合図等）しないこと。
- (2) 入札の執行、経過、結果についての言動をしないこと。
- (3) 談話等騒ぎ立てないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他入札の秩序を乱し、又は入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

第3 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第4 傍聴人が、鳥取市入札傍聴規則に違反するときは、退場させるものとする。

2 退場させられた者は、当該入札における傍聴はできないものとする。